

# 山田みやこの活動報告

令和2年9月13日(日)

## 2020年度 日本フェミニスト経済学会(オンライン大会) 「相談支援」という労働 — 公的ケアの搾取と非正規化

相談業務に携わる行政の女性の非正規と労働内容の重大さ・重要性について、長い間表面化せずに来ていることについて疑問を感じていた。

そこで今回の企画に参加した。

4名の講師による報告

### ① 相談支援業務の劣化とジェンダー秩序 「非正規女性公務員問題」の視点から

講師 竹信 三恵子氏(和光大学 名誉教授)

1) 相談支援業務を担うのは4人に3人は女性の非正規公務員。男性が活動の主体、女性は他者を支える役割というジェンダー秩序。

公務の軽視による財政難を女性の低賃金と不安定雇用で乗り切ろうとする行政の姿勢により、DV被害女性や被虐待児童など社会的弱者への相談支援の劣化となる。

2) 会計年度任用職員制度はフルタイムでなければ「給与」適用など保障されず、仕事の質より労働時間の長短で待遇が決まる。労働時間の操作によって女性非正規公務員の低待遇を維持できる仕組みが固定化された事に警鐘を鳴らすべきである。

3) 相談には社会福祉法6法などの習得が必要で幅広い知識が問われるが、非常勤で住民からの相談は24時間365日。

意思決定権を持つ正規公務員は相談を担当しないため現場を知らず、相談員が抱える問題を理解できない。短期契約のため次の更新への不安から上司に素直に相談できず、問題をひとりで抱え込み孤立状態に置かれる。自尊感情の剥奪になる。

仕事への自尊感情を「まともな労働条件が社会的に有用な仕事をより高める」という方向に向かわせる社会運動が必要。公務の世界を「権力の行使」ではなく住民の真のニーズに即したものに転換すべき。

### ② 公務の非正規がもたらす社会のひずみ — 相談支援はなぜ非正規化するのか

講師 上林 陽治氏(公益財団法人 地方自治総合研究所 研究員)

1994年 正規 93 : 非正規 7

2020年 正規 80 : 非正規 20

### 非正規化の理由と影響

資格職・専門職というジョブ型雇用の非正規職化。正規職員の人事制度は異動という前提のジェネラリスト(総合職)型。研修費用を掛け資格取得も、当該業務に留まる期待はない。専門性や資格職性を伴う相談業務は異動を前提とする人事制度と相容れない。

非正規公務員64万人余のうち3/4は女性。女性非正規公務員に代替が進められている分野は相談支援業務・看護師・保育士・給食調理員といったケア労働、家事的労働の分野。女性であるが故の差別的賃金の横行。

援助を必要とする側の視点の軽視、支援者としての意識の弱さ、生活保護行政に対する行政全体としての関心や理解の低さもある。

※多くのOECD諸国では公的雇用に占める女性の割合は男性を上回り、主に公務部門における雇用によって女性の就業率が上昇する。日本は女性の就業率を高めてきた公的部門の雇用を縮小し、とりわけ女性公務員を公務労働市場から退出させ、女性が活躍できる場を奪ってきた。さらに女性割合が高いケアワークで非正規化が止め処なく進み、公的ケアサービスの供給不足により、女性を家庭に縛り付ける原因となり、女性の労働参加を妨げるという悪循環に陥ってきた。

日本フェミニスト経済学会  
Japan Association For Feminist Economics  
2020年度大会

日時 2020年9月13日(日) 9:30~17:00

オンライン開催 大会本部: お茶の水女子大学

参加費: 無料 HP 参加申し込みフォームからお申し込みください。

自由論題: 9:30~11:35  
共通論題: 13:00~17:00

「相談支援」という労働  
— 公的ケアの搾取と非正規化

司会 大橋史恵・板井広明 (お茶の水女子大学)

議長 藤原千沙 (法政大学)

報告

- 「相談支援業務の劣化とジェンダー秩序 — 女性非正規公務員問題の視点から」 竹信三恵子 (ジャーナリスト、和光大学名誉教授)
- 「公務の非正規化がもたらす社会の歪み — 相談支援はなぜ非正規化するのか」 上林陽治 (地方自治総合研究所)
- 「民間シェルター・DV相談支援分野の労働問題 — 公務非正規化のジレンマ」 小川真理子 (東北大学)
- 「婦人保護事業から女性支援へ — 相談支援「労働」を問う」 戒能民江 (お茶の水女子大学名誉教授)

討論

長田華子 (茨城大学)  
藤原千沙 (法政大学)

お問い合わせ・お申し込み: 日本フェミニスト経済学会  
http://jaffe.fem.jp/

### ③ 民間シェルター・DV相談支援分野の労働問題

講師 小川 真理子氏(東北大学 准教授)

〈DV被害者支援制度における問題点〉

2001年 配偶者暴力防止法(DV防止法)が成立

2004年、2007年、2013年 三度の改正を経ても課題が山積み。総合的な被害者支援制度の未確立、地域間格差、行政との連携の困難、支援制度の行き詰まりがある。

〈DV相談分野における相談員の待遇の不確定さ〉

相談員の多くは非常勤、5年で雇い止め。常勤職員は短期間で異動(知識・スキル蓄積できない)

〈民間シェルターの相談支援〉

30年以上、日本のDV被害者支援をリードし、脆弱な財政基盤のなか支援活動を継続。民間シェルターは支援制度の枠外。

単年度申請の行政補助、助成金、カンパ、会費、一時保護委託費などが運営資金のためスタッフとしての働きだけでは生活が成り立たない。

〈行政による民間の搾取〉

民間の「熱意」や「志」に支えられた支援活動は行政に搾取されてきた。DVというジェンダーに特有な問題に取り組む民間シェルターの「労働」＝「無償」のままよいという行政府の姿勢

〈民間シェルターに対する支援に新たな動き〉

2019年2月 支援に関する初の討論会

6月 野田市児童虐待死事件から児童相談所と婦人相談所の連携を規定

2020年4月 初の民間シェルターへの支援予算(2.5億円)

4月20日 DV相談体制等への拡充(補正1.5億円)  
(SNS・メール・WEB・24h対応・10ヶ国語対応)

〈DV相談支援分野の待遇改善がの必要性〉

シェルタースタッフは安定した真っ当な労働条件とは程遠い働き方をしている。

↓

計測的な財政支援の枠組みとスタッフの正当な待遇、人材育成、専門性の確保、相談員の待遇改善、意思決定過程への参入、DV対応のスーパーバイザー的な職員の養成、DV被害者の長期的な支援体制の拡充

### ④ 婦人保護事業から女性支援法へ ―相談支援「労働」を問う―

講師 戒能 民江氏(お茶の水女子大学 名誉教授)

〈婦人相談員はなぜ「労働者性」を認められてこなかったか〉

婦人保護事業は売春防止法を法的根拠とし、「支援」ではなく行政行為とされている。支援基盤の圧倒的な脆弱ローカルルールによる運営でナショナルルールがない。

婦人相談員は創設当初から「非正規」であった。2017年の売春防止法改正により、非常勤規定を削除されたが常勤かしたわけではない。

全国で1,500名(2018年4月)、非常勤が73%。

〈非正規公務員としての婦人相談員〉

勤続年数の短期化 5年未満 60.5%

年齢―50歳代、60歳代、40歳代の順に多い

母子・父子自立支援員、家庭児童相談、生保相談、児童手当申請受付、就労支援員、生活困窮者支援員などを兼務し、一人職場が多い。業務に見合わない低賃金、不安定雇用、研修・スーパービジョン体制の不備、ケースワークに関与できない、更に自治体組織内の庁内の無理解・軽視、組織的バックアップがない、退所後の支援作成に全く関われない。

〈まとめ〉

婦人相談員の多岐にわたる業務の顕在化。業務内容に見合った賃金。専門性、支援を担える仕組みや体制→正規職員化。婦人保護事業の第三者評価。利用者の人権保障と支援者の人権保障が不可欠。

4名の講師の方から専門性を持つ職業でありながら非正規労働から抜け出せない。女性の社会的課題を顕在化し、言葉だけではない女性の活躍できる社会づくりに全身していかなければならないことを実感した。何としても女性自立支援法の制定を目指しましょう！！